

## 坂井市第3回子ども・子育て会議 議事概要

日時	平成26年8月4日（月） 午後7時～
場所	坂井市 多目的研修センター2階 円卓会議室
参加者	石川委員 大坂委員 小泉委員 米元委員 佐々木委員 谷川委員 高尾委員 田中委員 多田委員 坪川委員 荒巻委員 事務局:高嶋部長 武田課長 三上参事 土屋参事 井上課長補佐 運営支援:日本出版 菅原
協議事項	(1) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について ①第2章 坂井市の子ども・子育てを取り巻く現状 ②第3章 計画の基本理念と施策の体系 1 計画の基本理念 ③第5章 子ども・子育て支援事業計画 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
資料	資料1 坂井市子ども・子育て支援事業計画<骨子案> 資料2 坂井市子ども・子育て支援事業計画(基本理念部分) 資料3 坂井市子ども・子育て支援事業計画(必須記載事項部分)

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

会長： 議事に入る前に、出席委員の確認。現在、委員12名のうち11名が出席しており、過半数の出席をいただいている。議事ごとに質問の機会を設けたいと思う。

#### (1) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について

##### ①第2章 坂井市の子ども・子育てを取り巻く現状

<事務局より資料1「坂井市子ども・子育て支援事業計画<骨子案>」にもとづき説明>

会長： 今のご説明に対してご質問等がなければ、続いて②「第3章 計画の基本理念と施策の体系 1 計画の基本理念」について、ご説明をお願いしたい。

##### ②第3章 計画の基本理念と施策の体系

## 1 計画の基本理念

<事務局より資料1「坂井市子ども・子育て支援事業計画<骨子案>」

資料2「坂井市子ども・子育て支援事業計画（基本理念部分）」にもとづき説明>

会長： ①②④の票数が多く、同数だったとの説明だったが、何かご意見は？

委員： ①②④以外の票数を教えてください。

事務局： ③3票、⑤4票、⑥5票、⑦0票、⑧2票だった。

会長： 資料5ページの上の方にあるように、①～③「子どもが主役」、④「子どもの成長+まちアピール」というところの票が多かった。「子どもが主役」というところを中心に置いた理念がいいだろうか。

委員： 私は「子どもが主役」ということを主題に置いているが、それは親や大人が育てるということではなく、子どもが自ら育っていき、それを大人が支援していくという考えだ。しかし、①②④はどれも大人が「育てる」ということで、子どもが主役のようで主役でないと感じている。

会長： ①②④は、大人側が育てるというニュアンスであるというご意見だった。

委員： 「育てる」というのは地域や親が育てるということとともに、子ども同士で育ち合うということなど、いろいろな意味があると思うので、大人が一方向的な方向で育てるという文面には取れないと思う。①～⑧までどれもいいが、⑧は交通安全の標語みたいなのでもう少しやわらかくした方がいいかと思う。①の「未来の宝」というのは、この少子化の中で大人のいやらしい雰囲気を感じる。②④がいろいろな意味を含めていいと思う。基本理念では細かく説明はせず、施策や考え方の中で、詳しい説明が入ればいいと思う。しいて言えば②がスタンダードでいいと感じている。

会長： 「育てる」という言葉には、地域や子ども同士という意味合いも含めていいのではというご意見だった。他にはいかがか。

委員： ②の「笑顔が育てる 笑顔で育てる」というのは、笑顔いっぱいの中で子ども達を育てあげること、子どもも笑顔になり、またその周りの人も笑顔になるというような感じで、子育てをしている親として笑顔で育てたいと思える基本理念だと思った。

会長： 「笑顔が育てる」という言葉だが、子どもの笑顔が大人や親を育てるという意味合いに

も取れると私は感じている。他にはいかがか。

委員： ②はいいと思うが、笑顔で育てなければいけないということではなく、笑顔でいれば育っていくという感覚の方がいいと思うので、例えば「笑顔が育てる 笑顔で育つ」というようにしてはどうか。

会長： 「育てる」を1つ「育つ」にしてはどうかというご提案だ。

委員： 今の言葉がやわらかくていいと思う。

会長： 子どもが主体的に自らの力で育っていくという意味合いを込めて、荒巻委員のご提案を取り入れたい。②の2つ目のフレーズを「笑顔で育つ」にして、「育つ」と「育てる」という両方の側面を入れて、「笑顔が育てる 笑顔で育つ 未来を担う坂井っ子」で再提案したいと思う。ご了承いただけるか。意義なしと認めたいと思う。それでは次の説明をお願いしたい。

### ③第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

<事務局より資料1「坂井市子ども・子育て支援事業計画<骨子案>」

資料3「坂井市子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項部分）」にもとづき説明>>

会長： 何かご意見は？

委員： 学童や一時預かりなどの確保の内容は、希望人数に対する定員を示しているのだが、質の問題はどのように捉えたらいいだろうか。学童では今、1クラス60人を40人くらいにこなさいとか、基準に合った面積を考えなさいなど言われ始めており、学校の空き教室があればいいが、ないところは体育館の2階を使ったりと、親の不満も聞いている。質についてはここでは述べなくてもいいのか。

事務局： 放課後児童クラブについてだが、新しい基準では概ね40人程度で1クラスという設定になっているが、今までは国のガイドラインでも最大70人までとかなり大きな範囲の設定になっていた。また新しい基準では面積の要件として、1人あたり1.65㎡以上という決まりがあり、坂井市でも国の基準に準じた面積を確保し40人単位で見てくださいという形にしている。先日の条例案の中にもその旨を含めていた。また職員配置も今まで特に資格は必要なかったが、今回資格の要件も国は示している。ただ高校卒業程度で、放課後児童ク

クラブの経験が2年以上ある方も含めてあるので、公立も含めてどこのクラブも充足するかと考えている。また要件を満たす方がクラスに1人いれば、他は資格がなくてもよい。40人のクラスで2人以上の配置となる。それから、入所の設定が今までは小学校3年生までだったのが、6年生まで拡大されている。6ページの量の見込みと確保のことで前回も触れていたが、坂井市全体を1区域としているので、量の見込みに対して確保の内容がかなり充足しているように見えるが、小学校区単位では施設が足りない厳しい地区があるので、場所の確保も考えながら進めていきたい。

委員： 厳しい地区というのは、結局子ども達にとって不利な環境であり、質が低いということだと思う。どの地域に住んでいても子ども達が質の高い保育・教育を受けて、地域の中で子育てが広げられていくという施策にしてほしい。

事務局： 確保していけるよう努力していきたいと考えている。

会長： ぜひお願いしたい。

委員： 学童の量の見込みは平均児童数か？

事務局： 量の見込みはアンケート調査の結果にもとづき、5歳児の親が希望する数で見ている。坂井市では1～3年生で人口想定の42%、4～5年生で18%になっているが、全国平均では1～3年生で33%、4～6年生で18%となっている。

委員： 今の子どもたちにとって、子ども達同士で安心して遊べる場というのがない。これは理想だがスウェーデンは親の就労や条件に関係なく、95%の子どもが学童を利用しており、子ども同士で育て合う場を国が補償しているという部分がある。日本の現状では、まだ学童の質を高めるという部分ができていないので難しいとは思いますが、親が勤めていようと勤めてなかろうが関係なく、何か子ども同士で遊べる場というのを坂井市が先進的に取り組んでくれればと思う。子ども達が孤立しているというのは日本の特徴ではないかと思う。

事務局： そういう話は他からもよく聞くし、すごくよく分かる。しかし、放課後児童クラブも保育所と一緒に、制度的に父母が就労しているお子さんを預かるという規定である。スウェーデンは福祉にかけているお金が、日本よりものすごく多い国だと認識している。そういう中で制度設計し、税金を当てていると思うが、日本の場合は消費税がやっとなり、そのうちの3%である7千億円を子ども・子育て支援のいろいろな制度に使うということであり、就労している父母というところは避けて通れない状況である。

委員： 孤立している子ども達は、むしろお母さんが就労していない暮らしのパターンの子どもで、ネットワークから外れているという意見もあるくらいだ。大事な環境をつくれていな

いというのが現実だと思う。理想ではあるが、どこかでそこをすくうことはできないものかと思う。

事務局： 坂井市独自でできれば一番いいと思うが、まだ見込みに対する確保の部分でも、そこまで満足するものがない。

委員： 質を高めるのが先手ということか。

事務局： はい。

委員： 卒園した子が3年生になると、来年から学童がないので鍵を持たせなければいけないということが不安で、何とかならないだろうかと毎年話がある。また、お母さんがいても遊ぶ友達が周りにおらず孤立していることもあるし、障害のある子は特につらいと思うので、いいアイデアがあったらお願いしたいと思う。

会長： 放課後健全育成事業というのはやはり事業の1つなので、子ども達が遊ぶ場というのは、自由来館が保障されている児童館や児童センターがもっとその役割りを担っていくべきだ。子どもが遊べる環境づくりと、放課後健全育成事業は両立できるのが本来一番いいと思うが、放課後健全育成事業の方がウェイトが大きいと感じている。

私から1ついいか。2ページの教育・保育事業量だが、平成27年度の0歳児が「-30」ということでどのように対応するのか？

事務局： 先般お示しした保育量の見込み調査だが、平成26年度をもとに平成30年度を想定して数字を出した。ただ、平成26年度は年度当初の数字でかなり低い数字だったため、年度末には260人くらいにはなっているという設定で260人に、平成27年度は270人と割り出している。数字はあくまでも想定であるが、待機児童は出せないで、乖離した部分はどこかで吸収する予定も立てておかなければならない。そこで資料の平成26年度と平成30年度を見ると、定員が変わっていない保育所がたくさんあるので、マイナスになっている30人くらいは民間、公立保育所のどこかで受け入れられると考えている。

会長： それからもう1つだが、確保の内容のところで平成27～29年度のところは、幼保園・幼稚園・保育園となっており、平成30～31年度のところは、認定こども園・幼稚園・保育園となっているが、何か坂井市の計画があるのか。

事務局： 平成27年度から認定こども園が設置される予定であり、また平成30年度でも幼保園が残る予定があるので、上段も下段も認定こども園・幼保園・幼稚園・保育園と4つ入る。

会長： 他にご意見は？なければ事務局から、次世代育成支援行動計画との関係について説明を

願います。

事務局： 資料1の18ページに「2 計画の基本方針」があるが、これは現行計画の次世代育成支援行動計画の基本方針であり、平成25年度までの次世代育成支援行動計画の実施状況を取りまとめたものを踏まえつつ、プラス新たに見直すべきものを考え「2 計画の基本方針」「3 施策の体系」と「第4章 施策の展開」について、次回会議で検討していただきたいと思う。

会長： 次世代育成支援後期行動計画を検証したものを、新しい支援事業計画の中に踏襲していくということである。また次回示していただきたい。全体を通して何かご質問ご提言はあるか？

委員： 基本方針のⅠⅡⅢというのは次世代育成の時に決めた柱だと思うが、そのまま残るといふことか。

事務局： 今のところ踏襲する予定ではあるが、先ほど基本理念のご意見をいただいたので、それも踏まえて修正するところが出てくると思う。

会長： 「育つ」というニュアンスを、この方針の中にどのように盛り込むかだと思う。

委員： 支援を受けるばかりでなく、子どもも家庭もまちも自らいい環境をつくっていかなければいけないと思うので、「Ⅰ子どもが育つ、Ⅱ家庭が育つ、Ⅲまちが育つ」でもいいのではと思う。2009年につくったものなので、進化させてもいいのではと感じた。

会長： 他にいかがか。事務局は何か補足はあるか。

事務局： それでは保育料について検討段階ではあるがお話させていただきたい。先般国の基準だけお示ししていたが、坂井市として1号認定、2号認定、3号認定の保育料を設定しなければいけない。まず1号認定は幼稚園なので、公立では月4,500円＋給食費3,900円である。民間幼稚園は丸岡にある緑幼稚園の1箇所、保育料は国の基準並みだったと思うが今日は差し控えたい。次に2号認定と3号認定だが、案をお手元に配布した。2号認定が3～5歳児、3号認定が0～2歳児で、国の今までの基準の中で、保育料も変えずにやっっていこうという案である。国の方で保育短時間というのが設定されたので、坂井市でも短時間の保育料を設定した。国は短時間と標準時間との金額の差がほとんどない状況で、その減額の幅から坂井市ではだいたいこのくらいだという短時間の案を出している。以前は、所得税を計算する時に子どもがいると扶養控除が1人あたり38万円などついていたのが、現在は計算されなくなり、子どもが3人いても所得税は減額せず計算されているので、保育料を決める所得税を出す時にはそれをもう1度市の方で再計算している。つまり子ど

もが3人いれば、38万円×3を総額から引いて、保育料算定のための所得税を計算していた。しかし国は今度、住民税の所得割に変えてきて、この場合年少控除の再計算はしないそうなので、扶養が何人でも金額は変わらず所得割課税額が高くなる。だいたい4階層以上の家庭で1ランク上がってしまうので、保育料も必然的に上がってしまう。国は消費税を上げたばかりなので、保育料は上げないと言っていたが、どうもそのような流れになるようだ。この案は再計算ありきでつくった案なので、もう少し見直さないといけない。階層が上がると、例えば3～5歳児で5階層の保育標準時間では1人あたり24,000円だが、1つランクが上がると28,000円と毎月4,000円上がってしまう。0～2歳児では29,000円が38,000円になってしまい、これだけ金額が乖離していくと保育料を改訂したような形になるので、調整が必要ではないかと思っている。決定するまでにはまだ時間があると思う。できるだけ早めに皆様にお知らせしたいと思う。

委員： 子育てに優しくしない市になってしまう。

事務局： 他の自治体では、例えば金額をランクごとに下げていくとか、再計算を考えると、階層区分を4階層の97,000円未満を150,000円まで下げるとか、いろいろ考えていると思う。坂井市としても所得税の時と乖離させたくないと考えているが、何が一番いいのかまだ結論が出ない段階である。坂井市は県内でもかなり安い保育料の設定になっているので、今までの流れを汲みたいと考えている。

委員： 全国的に福井県は比較的保育料が安いのだが、その中でも坂井市は保育料が安く、坂井市に引越してくる理由の1つである住みやすさという中には、そのような意味合いがあると聞く。

会長： 保育料の取り扱いについては、この会議では今後どのような見通しになるか。ご意見を伺う場になるのか？最終的な決定は議会になると思うが。

事務局： この会議の性格上、やはり皆様に周知した上で進めていかなければと思っているが、この保育料については条例では定めていないので、手順として議会にいつまでに提出しなければという制度ではない。ただし説明はしなければいけないので、その前には皆様にお知らせするような流れになる。

委員： 学童保育の保育料について、公立は数年前から値上げの議論があったと思うが、変わらずか？

事務局： 学童に関しては、今回の改正で保育料が発生してくるかという思いがあった。それは国の基準まで到達しない保育料で設定した場合でも、国の基準で計算するシステムになると思ったからだが、そこは従来通りだった。極端に言うと、学童保育料は無料でも、かか

った経費の2/3を補助金として国県が出すシステムということで、今回その考えは据え置かれたので坂井市としても学童保育料金はそのままという考え方にしている。県内では勝山や大野などまだ無料のところもあり、自治体によって金額は乖離している。

会長： それでは次回の開会について事務局からお願いしたい。

事務局： 今後の日程について、第4回子ども・子育て会議は10月8日（水）午後7時から、第5回子ども・子育て会議は12月10日（水）午後7時からで、こちらの会場を予定している。

**閉会**